

浄化槽設置費補助金

《制度概要》 し尿と台所や風呂などの生活雑排水を一緒に処理する浄化槽を設置される方に対し、その設置費用の一部を助成します。

・・・

《対象区域》 公共下水道整備（予定含む）区域外の地域

《対象者と補助金限度額》

	住宅用	事業所等用																																				
対象者	宮津市に住所のある方で、専用住宅に浄化槽（10人槽以下）を設置される方	事業所等に浄化槽を設置される方（左記の住宅用に該当しない方）																																				
補助金限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>市内業者施工</th> <th>市外業者施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>617,000円</td> <td>529,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>772,000円</td> <td>662,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>1,046,000円</td> <td>897,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※店舗等との併用住宅は、総床面積の1/2以上が住宅用の場合は対象となる。 ※市内業者は、市内に本社を有する浄化槽工事業者。</p> <p>■単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換（建築確認申請を伴わない）に係わる支援（令和6年度新規）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽の設置に伴い必要となる汲み取り便槽の撤去に要する費用</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用</td> <td>330,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	市内業者施工	市外業者施工	5人槽	617,000円	529,000円	6～7人槽	772,000円	662,000円	8～10人槽	1,046,000円	897,000円	対象区分	補助金限度額	浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用	150,000円	浄化槽の設置に伴い必要となる汲み取り便槽の撤去に要する費用	120,000円	浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	330,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>補助金限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>352,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>441,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>588,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>1,002,000円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,545,000円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>2,129,000円</td> </tr> <tr> <td>51人槽～</td> <td>2,429,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	補助金限度額	5人槽	352,000円	6～7人槽	441,000円	8～10人槽	588,000円	11～20人槽	1,002,000円	21～30人槽	1,545,000円	31～50人槽	2,129,000円	51人槽～	2,429,000円
人槽区分	市内業者施工	市外業者施工																																				
5人槽	617,000円	529,000円																																				
6～7人槽	772,000円	662,000円																																				
8～10人槽	1,046,000円	897,000円																																				
対象区分	補助金限度額																																					
浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用	150,000円																																					
浄化槽の設置に伴い必要となる汲み取り便槽の撤去に要する費用	120,000円																																					
浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	330,000円																																					
人槽区分	補助金限度額																																					
5人槽	352,000円																																					
6～7人槽	441,000円																																					
8～10人槽	588,000円																																					
11～20人槽	1,002,000円																																					
21～30人槽	1,545,000円																																					
31～50人槽	2,129,000円																																					
51人槽～	2,429,000円																																					

※市税を滞納している方、販売目的の建物に浄化槽を設置される方は対象外。

《申請手続》

交付申請書の提出

■交付申請添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 工事見積書又は工事請負契約書の写し
- (3) 浄化槽本体設置工事費内訳書及び浄化槽本体設置工事明細書等
- (4) 登録証（登録浄化槽）の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 登録業者の登録証又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- (6) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会終了証書の写し
- (7) 審査機関を通過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (8) 浄化槽法定検査について、指定検査機関の検査実施の承諾を得たことを証する書面
- (9) 設置場所の付近見取り図
- (10) 建物又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) 浄化槽設置後に居住される者は、浄化槽設置場所に居住することの誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類等

交付決定

工事着手※

中間検査

工事完了

完成検査

実績報告書の提出

交付額確定

交付額請求

補助金支払

※補助金交付には、工事着手前に申請されること、申請年度の3月末までに工事が完了し使用開始されることが必要ですので、ご注意ください。

《申請受付》 工事着手前に、申請書等を市民環境部へ提出してください。

《担当窓口》 市民環境部 市民環境課 環境衛生係 45-1617